

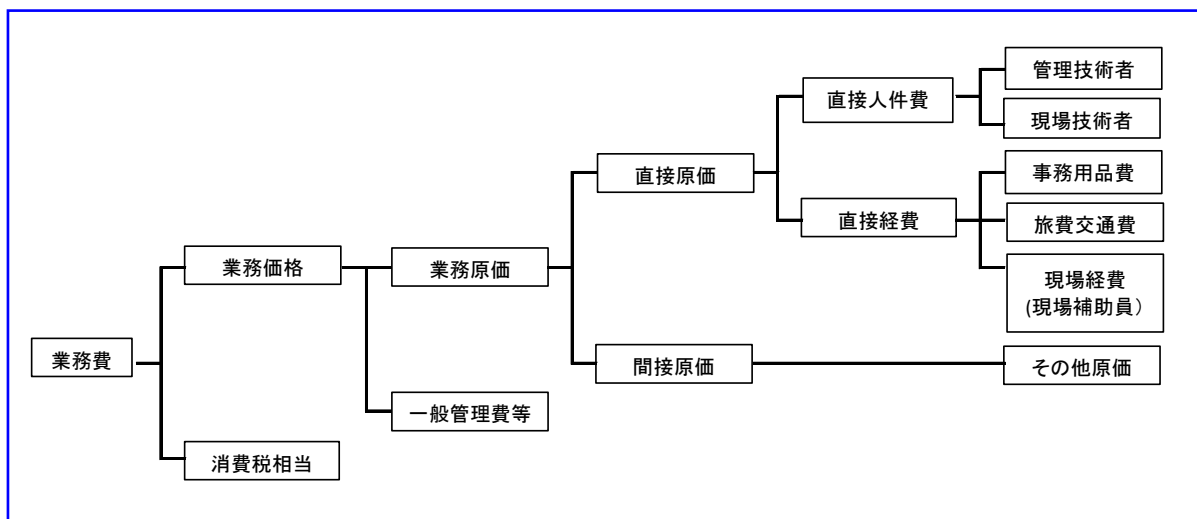
## 農業農村整備事業監督支援業務価格積算基準

### 1 適用範囲

この基準は、「農業農村整備事業監督支援業務実施要領」に基づき実施する業務について適用する。

### 2 業務費の構成

業務費の構成は、次のとおりとする。



### 3 業務費構成費目の内容

#### 3-1 直接原価

直接原価は、監督支援業務を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

##### (1) 直接人件費

直接人件費は、監督支援業務の実施に必要な技術者に要する費用である。(業務打合せ、旅行日に係る技術者を含む。)

##### (2) 直接経費

直接経費は、監督支援業務の実施に必要な費用で、事務用品費、旅費交通費及び現場経費で構成する。

##### ア 事務用品費

事務用品費は、監督支援業務の実施に必要な用紙等その他の事務用品に要する費用である。

##### イ 旅費交通費

旅費交通費は、監督支援業務の実施に必要な宿泊及び移動に要する費用である。

##### ウ 現場経費

現場経費は、監督支援業務の実施に必要な次の(ア)及び(イ)に要する費用である。

(ア) 業務用自動車損料、燃料費等

(イ) 現場補助員の賃金、法定福利費等

### 3-2 間接原価

間接原価は、監督支援業務の実施に必要な費用で、その他原価で構成し、当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

また、特殊な技術計算、図面作成等を専門業に外注する場合に必要な経費を含むものである。

### 3-3 一般管理費等

一般管理費等は、監督支援業務の実施に必要な費用で、一般管理費及び付加利益で構成する。

#### (1) 一般管理費

一般管理費は、当該業務を実施する受注者の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

#### (2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する受注者が継続的に運営していくために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。

### 3-4 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に対する消費税相当額である。

## 4 業務費の積算

業務費は、次の式により算定して得た額とする。

業務費 = (業務価格) + (消費税相当額)

$$= \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}$$

### 4-1 直接原価

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、技術者の区分に応じて、次表の算定方法により業務予定期間内に必要となる人数を算出し、技術者の職種に応じた単価を乗じて算定することを基本とする。

なお、これによりがたい場合は、現場条件や業務内容等に応じて適切な人数を計上する。

監督支援業務標準歩掛		
技術者の区分	技術者の職種	算定方法
管理技術者	技師C	○業務打合せとして <b>1ヶ月当たり1回（現場技術員1人当たり0.25人/回）</b> を計上する。 ○1業務で現場技術員が複数の場合であっても、 <b>1人/回を上限</b> とする。
現場技術員	技術員	○1工事・1日当たりの従事時間 ・ <b>面工事 2.0hr（0.25人）</b> ・ <b>その他の工事 1.0hr（0.125人）</b> ○1工事・1月当たりの勤務日数 ・19.5日/月以内とする。 <b>注）従事時間及び勤務日数は、現場条件や業務内容等により必要に応じ適宜増減すること</b>

## (2) 直接経費

直接経費は、旅費交通費及び現場経費を積上げて算定する。

## ア 旅費交通費

旅費交通費は、「一般職の職員等の旅費に関する条例」及び「一般職の職員等の旅費支給規則」に準じて算定する。

なお、積算上の基地から業務場所までの片道距離が 20 km未満の場合は、旅費交通費を計上しない。

## イ 現場経費

(ア) 業務に自動車が必要な場合は、業務用自動車経費を次により算定する。

- i) 業務用自動車は、原則として、5人乗りライトバン（1,500CC）とする。
- ii) 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（積算上の基地から最遠現場までの距離を 30 km/hr で除した時間（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入））を計上する。燃料及び運転時間当たり損料が当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。
- iii) 業務用自動車損料については、「土地改良事業等機械損料算定表」に基づいて算定するものとする。
- iv) 運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。

(イ) 現場技術員を補佐するために現場補助員が必要な場合は、次により算定する。

- i) 現場補助員の1日当たりの従事時間は、面工事で2時間（0.25人）、その他の工事で1時間（0.125人）を標準とする。  
なお、これによりがたい場合は、現場条件や業務内容等に応じて適切な人数を計上する。
- ii) 賃金単価は、原則として地域の「実勢単価」を採用するものとするが、「臨時的任用職

員の人事事務の取扱いについて」(昭和 37 年 4 月 26 日付け 37 人第 231 号) 別表第 3 における作業職の測量人夫標準単価を上限とする。

iii) 法定福利費は、地域の実情に即して計上するものとする。

〔参考〕 平成 27 年度		
健康保険料	事業主負担分	49.85/1,000
介護保険料	事業主負担分	7.90/1,000
厚生年金保険料 (一般)	事業主負担分	89.14/1,000
子ども・子育て拠出金	事業主負担分	1.50/1,000
雇用保険料 (一般の事業)	事業主負担分	8.50/1,000
労災保険料 (その他の各種事業)	事業主負担分	3.00/1,000
アスベスト一般拠出金	事業主負担分	0.02/1,000

#### 4-2 その他原価

その他原価は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$  は業務原価に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

#### 4-3 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$  は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

#### 4-4 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

#### 4-5 業務費の変更

次のいずれかに該当し当初契約と内容が異なる場合は、受注者と協議の上、契約を変更するものとする。

- (1) 業務の対象とする工事の設計変更等に伴い、現場技術員又は現場補助員の従事人数に変更が生じた場合
- (2) 現場技術員又は現場補助員の従事人数の実績が、設計図書に掲げる従事人数（前号の規定に基づく変更後の従事人数を含む。）を下回る場合
- (3) 業務の対象とする工事の工期変更等に伴い、履行期間の変更が生じた場合
- (4) その他業務費の変更が必要な場合